

◎新潟県告示第821号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和2年7月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道 253号	上越市三ツ屋町17番7（三ツ屋交差点）から上越市大字下五貫野字開田246番2（上越下五貫野交差点）まで
一般国道 289号	三条市須頃三丁目1番（三条燕インターチェンジ）から三条市須頃三丁目118番（須頃（三）南交差点）まで
県道 島見新発田線	北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2146番1（大夫興野インターチェンジ）から北蒲原郡聖籠町大字大夫興野字金清水山2811番1（一般国道113号との交点）まで
県道 新潟東港線	北蒲原郡聖籠町大字別行字別行沢850番6（一般国道113号との交点）から北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内2071番2（東港インターチェンジ）まで
県道 南長岡停車場線	長岡市千歳一丁目53番1（東幹線1号線との交点）から長岡市東大町676番1（高畑交差点）まで
県道 長岡中之島見附線	長岡市高見町字浦田1045番3（東幹線76号線との交点）から長岡市灰島新田字村前114番1（灰島新田交差点）まで

2 指定する期日

令和2年7月15日

3 通行方法

1の道路を通行する国際海上コンテナ車は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

第1欄の道路から第2欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路の交わる部分をいう。）を右折して第3欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
一般国道289号	三条市須頃三丁目1番(三条燕インターチェンジ)	北陸自動車道

(2) 橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路を通行する場合にあつては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。